



中国移転価格最新動向

国家税務総局が移転価格同期資料の検査業務を要求

国家税務総局(以下、「国税総局」)は2010年7月12日、国税函[2010]323号通達(以下、「323号通達」)を公布し、各地方税務機関が2008年度及び2009年度移転価格同期資料を検査するに当たっての具体的な要求を明らかにした。

323号通達によると、各地方税務機関は同期資料準備義務のある企業から統計的サンプリング方法で選出したサンプル企業のリストを作成し、かつサンプル企業の同期資料の品質及び完全性を評価する。毎年のサンプル数は当該地域において納税者が準備した同期資料全体の10%に下回らないとされる。

323号通達は、国税総局大企業税収管理司が管轄する45社の企業以外のすべての納税者に適用される。

2008年12月に公布された国税発[2008]114号通達(以下、「114号通達」)により、納税者は各税務機関に年度企業所得税申告書を提出する際、関連者を行う取引について、年度関連業務往来報告表を添付しなければならない。当該報告表は税務局が移転価格同期資料を検査する主要なデータソースである。

各地方税務機関は同期資料のサンプル検査の結果を纏め、同期資料準備義務のある企業の準備状況を電子データの形で国税総局に報告する。

各地税務機関は以下7つ種類の企業を選出し、検査を行う。

- i. 年間の関連者間売買取引の金額が2億人民元を超えた企業
- ii. その他関連者間取引の金額が4千万人民元を超えた企業
- iii. 限定的な機能及びリスクを負い、赤字を計上した会社
- iv. 追跡管理期間にある企業
- v. 過少資本に該当する企業
- vi. コストシェアリング協議を行う企業
- vii. その他

各地方税務機関は同期資料の内容を検査する時に、報告書において、以下の情報が開示されているか否かを確認し、「記載内容が詳細」、「記載内容が不足」、「記載なし」、及び「その他」という基準に分類する:

- ▶ 組織構造
- ▶ 生産経営状況
- ▶ 関連者間取引状況
- ▶ 比較可能性分析
- ▶ 移転価格算定方法

各地方税務機関は同期資料の全体品質について評価する。品質について、「良い」、「普通」、「悪い」、「不完全」と4つのランクに分類される。ランクの基準は以下の通りである。

- ▶ 「良い」は 組織構造、生産経営状況、関連者間取引状況、比較可能性分析及び移転価格算定方法の5つの分野で、説明が詳しい、且つ移転価格算定方法も明確である状況を指す。
- ▶ 「普通」は5つの分野で、情報を開示したが、ある分野で、情報提供不完全である状況を指す。
- ▶ 「悪い」はある分野で、情報は開示しなかった状況を指す。
- ▶ 「不完全」は5つの分野で一切情報を開示しなかった状況を指す。

各地方税務機関は2010年10月31日前に、検査結果の電子データを国税総局(国際税務司)に提出する。

ご提案

コンプライアンスの不備に起因する潜在的なリスクを回避するため、同期資料準備義務のある企業は税務顧問と相談し、2008年度及び2009年度の同期資料を改めてレビューし、必要な修正(例えば情報不足等)を行い、323号通達の要求に従うことをご提案致します。

同期資料準備義務のある企業がまだ同期資料を準備しない場合、できるだけ早く報告書を準備することをお勧め致します。

移転価格同期資料の準備を怠った企業は主管税務機関からの処罰または(或いは)詳細な調査、推定納税が適用される可能性があります。



連絡先: 国際税務サービス - 移転価格及び税務サプライチェーン-マネージメントサービス

上海

Luis Coronado
+86 21 2228 3366

Jessica Tien
+86 21 2228 2115

Travis Qiu
+86 21 2228 2941

北京

Joanne Su
+86 10 5815 3380

深圳

Enoch Hsu
+86 755 2502 8287

香港

Patrick Cheung
+852 2846 9905

台北

George Chou
+886 2 2720 4000 Ext. 2735

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは監査、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で144,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。クライアント、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮し、業界他社との差別化を図る一助となります。

アーンスト・アンド・ヤングは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。
www.ey.com

移転価格及び税務サプライチェーンマネージメント(略称、“TESCM”)について

移転価格チームは移転価格文書の準備、レビューを手掛け、貴社の戦略に合致するように、貴社の移転価格設定方針及び商流をマネジメントします。ビジネス構成の変更、大口取引の管理及び税務当局との相談に対して、アーンスト・アンド・ヤングはグローバルな視点で、長期的に有効な経験を利用して、サービスを提供いたします。

©2010アーンスト・アンド・ヤング(中国)企業諮詢有限公司 版權所有

本ニュースは、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしておりません。アーンスト・アンド・ヤング中国及び全てのグローバルメンバー・ファームは、本ニュースに含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参考にされるようお願いいたします。

www.ey.com/china